

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和5年12月1日

県南広域振興局長 小 島 純

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社デンコーダー
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 北上南ショッピングセンター 北上市北鬼柳31地割3番地1ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 令和5年6月19日
- (5) 変更の理由 設置者の代表者の変更のため

2 届出年月日 令和5年11月16日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所